

国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準の一部改正について

改正理由：東京都の最低賃金の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正					現 行				
〔省略〕					〔省略〕				
第3 学術、文化講演、実験、実習又は研究指導、その他専門技能の提供を依頼した場合、その者に支払う謝金の額は、別表1、別表2、別表3、別表4及び別表5のとおりとする。					第3 学術、文化講演、実験、実習又は研究指導、その他専門技能の提供を依頼した場合、その者に支払う謝金の額は、別表1、別表2、別表3、別表4及び別表5のとおりとする。				
2 〔省略〕					2 〔省略〕				
〔省略〕					〔省略〕				
別表1					別表1				
謝金基準単価表					謝金基準単価表				
NO.	種 別	単 価	備 考	所得税の取扱	NO.	種 別	単 価	備 考	所得税の取扱
〔省略〕					〔省略〕				
8	教育研究補助等謝金②	<u>1,080 円/時間</u>	一般的な教育研究補助業務 予算都合による単価の下限 については、東京都最低賃 金まで可とする。	月(乙)・日(丙)	8	教育研究補助等謝金②	<u>1,050 円/時間</u>	一般的な教育研究補助業務 予算都合による単価の下限 については、東京都最低賃 金まで可とする。	月(乙)・日(丙)
〔省略〕					〔省略〕				
24	チューター等謝金	<u>1,080 円/時間</u>	予算都合による単価の下限 については、東京都最低賃 金まで可とする。	月(乙)・日(丙)	24	チューター等謝金	<u>1,050 円/時間</u>	予算都合による単価の下限 については、東京都最低賃 金まで可とする。	月(乙)・日(丙)
〔省略〕					〔省略〕				
〔省略〕					〔省略〕				
<p>附 則</p> <p><u>この基準は、令和4年10月1日から施行する。</u></p>									